

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 22 日現在

機関番号：14301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2016～2017

課題番号：16H06879

研究課題名（和文）皇室の土地所有に関する一考察 神話の地に置かれた御料地はなぜ短期間で処分されたか

研究課題名（英文）A study on the Imperial demesne in Meiji Japan: the reason why the Imperial properties which were concerned with ancient Imperial myths were released

研究代表者

池田 さなえ（IKEDA, Sanae）

京都大学・人文科学研究所・助教

研究者番号：10781205

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：1880年代の御料地設置を求める議論の中では、伊勢や宮崎のような天皇家の神話にまつわる地を推す意見は少数であったことを明らかにした。伊勢・志摩御料地（三重県）では式年遷宮の用材を供給するなど、伊勢神宮との関わりの深い経営がなされていたわけではなく、地元の需要に供する農業や林業が行われていたこと、諸県（もろかた）御料地（宮崎県）では、当時日本において重要な産業であった樟脳生産を目的とした樟樹栽培が行われていたことを明らかにした。両御料地とも処分の原因は極端な赤字にあり、それに対する反対論は見られなかった。

研究成果の概要（英文）：This Study's Contributions 1. It has demonstrated that in debates on the establishment of Imperial land properties, goryochi, in the 1880s, only a few people recommended places such as Ise and Miyazaki as newly designated Imperial properties despite their relationship to the imperial mythology.  
2. It has demonstrated that the Ise-Shima goryochi in Mie Prefecture provided the local community with agricultural and forestry products and played no role in works deeply related to the management of the Ise Shrine such as providing timber for the shikinensengu ritual, the reconstruction of the shrine that took place every twenty years. And it has also shown that the Morokata goryochi in Miyazaki Prefecture became an area for the camphor cultivation, which was then one of the major industries in Japan.  
3. It has demonstrated that the Japanese government disposed of the goryochi properties in both Ise-Shima and Morokata because of huge deficits and saw no opposition against their decision.

研究分野：日本近代史

キーワード：皇室財産 御料地 伊勢・志摩御料地 諸県御料地 山林

## 1. 研究開始当初の背景

戦前日本の皇室は、山林や農地といった土地(御料地)を所有していた。皇室はなぜ御料地をもつ必要があったのだろうか。この問いは、皇室の経済力と権威の問題、君主と所有権の問題、統治の正当性に関する問題など、様々な論点に関わる重要な問題であると同時に、一般的にもきわめて関心の高い問題である。研究代表者は、政治史的アプローチからこの問いに迫るべく研究を行ってきた。

現在までのところ、御料地は皇室が議会開設後政府に頼らず自律的に存続するための財源であったという説明が最も支持されている<sup>1</sup>。しかしこの通説では、皇室が自律的な財源を必要とした理由は説明できるが、それが特に土地でなければならなかった理由を説明するものではなかった。

これまでの通説は、主に皇室財産一般の設置の可否をめぐる議論(「皇室財産設定論」)から導き出されたものであった。確かに、「皇室財産設定論」は御料地を生み出す背景としては重要であったが、実際に誕生して以降の御料地がそのまま維持された理由までを説明するものではない。「皇室はなぜ土地をもつ必要があったのか」という冒頭に掲げた問いは、御料地設置の背景のみならず、実際に機能した御料地の役割や用途への問いも含意しているから、設置前の議論に止まらず、設置後の議論も検討する必要があるが、そのような検討を行ったものは皆無であった。

研究代表者は、このような研究史上の課題を解決すべく、設置以降の御料地の段階的变化を踏まえた上で、御料地の歴史的な役割や用途を明らかにする必要があると考え、個別的事例検討を重ねた。

その方法として研究代表者が採ったのは、「処分」(売買・譲渡・交換などで御料地籍から解除されること)される御料地の個別的検討である。皇室が土地をもつ必要性は、むしろ皇室がそれを手放さなければならなくなったときにこそ切実に語られると考えられる。したがって、御料地の処分時における処分反対派の議論に着目すれば、その御料地がなにゆえ必要とされ維持され来たかを解くことができると考えたためである。

御料地は、明治22(1889)年から翌年にかけて官林・官有地の中から選定され大規模に編入されるが、その後10年程度で「処分」されるものが多かった。御料地「処分」自体は珍しい現象ではないが、特に創業後10年前後の時期になされた御料地「処分」は、大規模かつ個別的であるという特徴があった。それらを個別的に検討した結果、研究代表者はこれまでに佐渡・生野御料鉾山と長野・静岡県の御料林・北海道御料林において、皇室

活動の財源としての目的を越えて、国家の産業行政や国土保全行政を代替・補完する役割が付与されていたことを明らかにした<sup>2</sup>。

しかし、「皇室はなぜ土地を持つのか」という大きな問題への回答を導くためには、まだ事例の蓄積が十分ではない。同時期に「処分」された御料地には、御料鉾山や長野・静岡や北海道の御料林とは性格を異にする御料地もあったからである。それは、三重県所在の伊勢・志摩御料地と宮崎県所在の諸県御料地という、天皇家の神話にゆかりの深い二つの御料地である。これらの御料地には、それぞれ伊勢神宮に近接する地、天孫降臨の地という特徴があるため、国民教化や統合といった新たな論点も含まれる。したがって、これまでのように皇室財政や国家行政との代替・補完といった尺度のみでは十分説明できない可能性がある。

## 2. 研究の目的

上記のような状況に鑑み、本研究では、伊勢・志摩御料地と諸県御料地という天皇家の神話に関わりの深い二つの御料地を対象として、それがなぜ設置され(本当に天皇家の神話に関わりが深いというイデオロギー的な目的があったのか、それともそれ以外の実務的な理由であったのか)、どのような運営がされ、なにゆえに維持され、そしてなにゆえわずか10年程度で「処分」されてしまうのかを探ることを目的として研究を開始した。

具体的には、研究期間内に下記の点を明らかにすることを目指した。

(1)伊勢・志摩御料地の役割及び縮減理由の解明：伊勢・志摩御料地と伊勢神宮との関連性に留意しながら、  
a.同御料地設置の推進/反対勢力とその論理、  
b.設置後の運営実態、その中でaは変化したか、  
c.明治31年以降の縮減理由の3点を明らかにし、処分・存置を分けた要因は何であったのかを明らかにする。

(2)諸県御料地の役割及び処分の理由の解明：本研究課題では、天孫降臨神話との関連性に留意しながら、同御料地の  
a.設置の推進・反対勢力とその論理、  
b.設置後の運営実態、その中でaは変化したか、  
c.処分の推進・反対勢力とその論理を解明し、処分・存置を分けた要因は何であったのかを明らかにする。

## 3. 研究の方法

上記の目的を達するため、本研究では下記の方法を設定した。

(1)三重県所在の伊勢・志摩御料地(1年目の課題)、(2)宮崎県所在の諸県御料地について(2年目の課題)

刊行されている史料集や自治体史、隣接諸分野(神道研究や林業史など)の研究書を調査し、各御料地と関連が深いと思われる史料の所在をなるべく幅広く特定し、

それをもとに、実際に宮内庁書陵部宮内公文書館や国立国会図書館・伊勢市・宮崎県などで、御料地を管理する部局であった御料局や、御料地所在県・郡が作成した公文書、及び御料地運営に携わった官僚や政治指導者らの書簡などの私文書を幅広く収集・調査する。

そうして得た史料の中から、  
a.各御料地設置の推進/反対勢力とその論理、  
b.設置後の運営実態、  
c.処分の推進・反対勢力とその論理、  
に関わる記述を探し出し、それらをもとに各御料地がなぜ要/不要とされたのかを考察することとした。

#### 4.研究成果

本研究では、以下の点を明らかにした。

(1)「皇室財産設定論」と両御料地との関係解明

御料地設置前の議論(明治10年代の「皇室財産設定論」)の中では、伊勢・志摩や諸県のような天皇家の神話にまつわる地を御料地とすべきだという議論は少数であったことを明らかにした(学会発表)。同時に、御料林官僚の証言から、伊勢・志摩御料地に関しては、明治22年から23年にかけて大部分の御料地が選定される段階で評議にのぼったものでもなく、また御料地設定の当初の目的でもなかったと述べていることから裏付けられた。

(2)伊勢・志摩御料地編入の背景と運営実態の解明

それにも関わらず、三重県所在の官林が御料地として編入された背景には、当時の御料局長品川弥二郎の強い意向があったことが明らかとなった。当初、品川には伊勢神宮の風致維持、式年遷宮に対する木材供給という意図があったが、それだけでは経営上不便という議論が出され、その周囲の散在地も含めて編入されることになった。

その結果として、伊勢・志摩御料地では式年遷宮の用材を供給するなど、伊勢神宮との関わりの深い経営ではなく、むしろ地元需要に供するための農業や林業が行われるようになった。

一方で、式年遷宮のための材木は必ずしも伊勢・志摩御料地に仰ぐことはなくなり、木曾御料林がその役割を代替していくようになった。

(3)諸県御料地編入の背景と運営実態の解

明

明治23年という時期は、政治・社会史的には憲法発布を期に建国神話が強調される時期にあたり、皇祖・皇宗の価値が大きく浮上するとされる。明治23年の橿原神宮創建や、同年の教育勅語発布がそのことを物語っている。確かにこの議論は、同時期に伊勢・志摩御料地や諸県御料地が設定された背景を論じる際の傍証にはなる。しかし、実際には国民教化や統合といった目的で両御料地が利用されたわけではなかったことは、(2)で伊勢・志摩御料地に関して明らかになった通りである。これは諸県御料地においても同様であった。

本研究では、諸県御料地は西南地域に位置するため、本土・北海道の御料林とは林相が異なるという特徴を活かして、当時日本の近代化においても輸出産業の振興においても重要な産物であった樟脳生産を目的とした樟樹栽培が行われていたということを明らかにした。そしてその樟脳生産を進めるにあたって、御料局長品川弥二郎の意向が強く働いていたことが明らかとなった。品川は、農商務省時代の人脈を使って、同省林務官や林務官出身者と協力し、樟脳生産の可能性を探っていたことがわかる。

(4)両御料地の経営実態の解明

本研究では、両御料地の収支決算書を収集し、両御料地の経営実態を解明した。両御料地ともその収支が赤字であったことは『皇室林野局五十年史』などで指摘されてきたが、本研究では、その赤字の程度が同時期の他の御料地と比較しても極端であったことを明らかにし、それを処分の原因とする議論は一定の妥当性があったことを確認した。しかし、両御料地では他の御料地ほどの強い反対運動を伴わず、「処分」はスムーズに進んだこともまた明らかとなった(以上の一部は、学会発表、図書)。

(5)両御料地の境域確定

これまでの研究で明らかにされてこなかった伊勢・志摩御料地、諸県御料地の実測図・一筆図を発見し、それを組み合わせることで両御料地の図面を作成した。

以上から、本研究では以下のように考察し、結論とする。

御料地はそれが山林の場合、事業を行い収益を上げなければ維持することが難しいため、なるべく一団地にまとまっていることが望ましい。しかし、伊勢・志摩御料地や諸県御料地は他の御料地から距離的にも遠く隔たっており、面積においてもさほど大きなものではなかった。

このことから推察されるように、両御料地設置の目的は、木曾御料林などの優良山林

のように林業経営の観点からではなかった。伊勢や宮崎という立地から一般的にイメージできる通り、天皇家の神話に関わりが深いという点が最終的に考慮された。御料局長品川弥二郎により、皇室の由緒を重視した御料地編入が進められ、伊勢・志摩御料地や諸県御料地が誕生したのであった。

しかし、それは御料地（特に、居住・日常生活・遊興用ではなく事業用の御料地）という存在に本来的に求められたものではなかった。また、設置目的がそのようなものであったことは、その御料地が運営され、維持される中で生じた役割をも説明するものではない。御料地として維持していかなければならない以上、何らかの事業を興し、収益を確保しなければならなかった。それゆえ、伊勢・志摩御料地でも諸県御料地でも、その土地に応じた最適な産業が選択され、その成績が悪ければ「処分」された。

御料局長品川弥二郎は、風致維持・式年遷宮用の材木供給といった観点から伊勢・志摩御料地編入を進めていたが、実際の運営の中ではその目的が遂行されたとはいえない。また、諸県御料地においては明確に民間産業奨励やそれによる国益への貢献といった価値が見出されていた。

このように見ると、御料地の経営にはきわめて合理的かつ行政的なところがあり、皇室の土地でありながら国民教化や統合に資するといったイデオロギー的な側面はほとんどなかったと考えられる。そのような目的は各地に残る聖蹟や、天皇や皇族自らが行幸啓などで姿を見せることによって担われていくことを考えると<sup>3</sup>、御料地とは明確な役割の分任があったと考えられる。

しかし本研究では、同時に下記の三つの大きな障害に阻まれたことにも触れねばならない。

(A) 明治20年代の御料地を検討する際には極めて有益な史料であった宮内公文書館所蔵「経済会議録」は、30年代に入ると決裁文書のみが残されるようになり、決裁に至るまでの議論の跡がわかる参考書類が残されなくなったこと。

(B) 明治20年代の他地域の御料地に関しては「処分」反対派の中核として多くの議論を残した品川弥二郎を中心とするグループの意見が、伊勢・志摩御料地や諸県御料地に関してはほとんど残っていなかったこと。

(C) 伊勢・志摩御料地に関しては、三重県にほとんど公文書が残っていないことが明らかとなったこと。諸県御料地に関しては、地元に残る御料地関係の史料のほとんどが保管されていると想定していた宮崎県林業

技術センターが、御料地関係の膨大な史料を数年前に全て廃棄していたことが判明したこと。

以上のような状況により、(1)～(5)の発見をそれぞれ単独の論に組み立てる際に必要な細部の実証に欠かせない史料が得られなかった。具体的には、(1)～(5)の知見は、それ単独ではこれまでに十分明らかにされてこなかったことではあり、公表に値するものであるが、編入・大まかな運営の方向性・「処分」の背景となる経営実態に史料が限定されており、細かな運営実態や、そこでなされていた議論、「処分」の際になされた議論などは明らかにできなかった。そのため、当初計画にある、単年度にそれぞれ一本の論文の形で公表することはかなわなかった。

しかし、以上の(1)～(5)の知見、及び結論に関しては、これまで研究代表者が示してきた成果と組み合わせることで、明治20年代から30年代にかけて設置・「処分」された御料地を総合的に論じることができるようになり、結果的に「皇室はなぜ土地をもつのか」という大きな問いに対する答えを導き出すことができるようになった。これは、下記「5. 主な発表論文等」の〔学会発表〕〔図書〕に結実する。= (6)

#### 引用文献

<sup>1</sup> 鈴木正幸「皇室財産論考(上)」(『新しい歴史学のために』200号、1990年) 同『近代の天皇』(吉川弘文館、1993年) 同『皇室制度』(岩波書店、1993年) 同『王と公』(柏書房、1998年) 同『国民国家と天皇制』(校倉書房、2000年) 川田敬一『近代日本の国家形成と皇室財産』(原書房、2001年)

<sup>2</sup> 池田さなえ「明治二〇年代における皇室財産運営の特徴及びその変容 御料鉾山を素材として」(『史林』97巻5号、2014年) 同「品川弥二郎と御料地 長野県下の御料林をめぐる諸問題を中心に」(『信濃』67巻7号、2015年) 同「近代皇室の土地所有に関する一考察 北海道御料地除却一件を事例として」(『史学雑誌』125編9号、2016年)

<sup>3</sup> フジタニ・タカシ『天皇のページェント 近代日本の歴史民俗誌から』(日本放送出版協会、1994年) 羽賀祥二「天皇と巡幸」(『岩波講座 天皇と王権を考える 第10巻 王を巡る視線』岩波書店、2002年) 原武史『可視化された帝国 近代日本の行幸啓〔増補版〕』(みすず書房、2011年。初版は2001年) 同「「国体」の視角化 大正・昭和初期における天皇制の再編」(前掲『岩波講座 天皇と王権を考える 第10巻 王を巡る視線』)

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 3 件)

池田さなえ「立憲制の運用と皇室財産-明治 20 年代の御料地「処分」」、京都大学人文科学研究所「生と創造の探究 環世界の人文科学」研究班例会、2018 年

池田さなえ「皇室財産設定の政治社会的背景」、大阪歴史学会近代史部会、2018 年

池田さなえ「立憲制の運用と皇室財産 明治 20 年代の御料地「処分」」、京都大学人文科学研究所「生と創造の探求」研究班例会、2018 年

〔図書〕(計 1 件)

池田さなえ『皇室財産の政治史 - 明治 20 年代の御料地「処分」』、人文書院、2019 年刊行確定、400 頁(予定)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

池田 さなえ (IKEDA Sanae)  
京都大学人文科学研究所・助教  
研究者番号：10781205

(2)研究分担者

なし ( )

研究者番号：

(3)連携研究者  
なし( )

研究者番号：

(4)研究協力者  
なし( )